

## 高等教育の修学支援新制度による授業料免除の継続申請について

令和2年4月からの「高等教育の修学支援新制度」導入に伴い、学部学生（私費外国人留学生を除く）は高等教育の修学支援新制度による授業料免除へ移行します。高等教育の修学支援新制度とは、日本学生支援機構による給付奨学金と、授業料等の免除（入学料の免除は令和2年度新入生から対象）の2つの制度がセットになったものです。

高等教育の修学支援新制度による授業料免除の免除額は、日本学生支援機構の給付奨学金の採用区分によって決定します。

注) 経過措置対象者（2年生以上の、私費外国人留学生を除く学部在学学生）が大学独自の授業料免除制度を申請する場合は、その判定結果を加味して授業料の免除額が決定します。（詳細については「大学独自の授業料免除制度における後期分授業料免除に関する経過措置の継続申請について」を確認してください。）

給付奨学金の支援区分は経済状況に応じた支援区分の見直しが行われます。（詳細については、給付奨学生のしおりを確認してください。）

高等教育の修学支援新制度による後期分授業料免除の支援を受けるには、継続申請書の提出が必要となります。

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を記入の上、各キャンパス担当窓口にて郵送で9月23日（水）必着にて、提出してください。

注) 継続申請の提出がない場合、高等教育の修学支援新制度による授業料免除の支援が停止します。

- |       |   |
|-------|---|
| ◇提出場所 | 10月以降所属の下記キャンパス窓口   |
|       | ・ 小白川：学生センター奨学担当<br>〒990-8560 山形市小白川町一丁目 4-12<br>TEL.023-628-4139     |
|       | ・ 飯 田：学務課学生支援担当<br>〒990-9585 山形市飯田西二丁目 2-2<br>TEL.023-628-5176        |
|       | ・ 米 沢：学生サポートセンター学生支援担当<br>〒992-8510 米沢市城南四丁目 3-16<br>TEL.0238-26-3017 |
|       | ・ 鶴 岡：学生センター学務担当<br>〒997-8555 鶴岡市若葉町 1-23<br>TEL.0235-28-2804         |